

森林保険の加入手続きについて

①お申込のご相談

まずは、樹種、林齢、面積をご確認のうえ、最寄りの森林組合、又は森林組合連合会までご相談ください。

全国森林組合連合会HP
http://www.zenmori.org/kumiai/5_list_detail.shtml
に各都道府県森林組合連合会の連絡先が掲載されています。

②ご契約内容の提案

ご相談内容に応じて、お見積もりをご提案させていただきます。

③お申込み

お決めいただいたお申込み内容にて申込書を作成させていただきます。申込内容と**森林保険契約重要事項説明書**をご確認の上、お申込書に必要事項へのチェックと捺印をしていただき、ご提出ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が、申込日となります。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りします。

※保険の効力発生は、保険証書作成日の翌日からとなります。

お知らせ

保険証書等の元号表記について

森林保険の証書等においては、改元が予定されている平成31(2019)年5月以降の日付の表記であっても、「平成」を使用しています。新元号となっても旧元号の証書等は有効ですので、そのままお持ちいただいて問題ありません。また、特段の変更手続き等も必要ありません。

九州の水害と災害に強い森づくり

九州は温暖多雨という気候特性により全国的に見て雨の多い地域ですが、近年は地球温暖化の影響もあり、豪雨による水害が頻発しています。特に、昨年7月に発生した九州北部豪雨では、24時間雨量が500mmを超える記録的な大雨が降ったことにより、福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市を中心に山地斜面の崩壊が多発し、大量の流木が発生しました。林業関係では林地の崩壊とともに治山施設、林道等への被害が発生しており、被害額は福岡県で302億円、大分県で31億円となっています(平成29年8月22日現在)。



▲福岡県朝倉市で発生した崩壊地



▲流木の発生状況

森林の有する多面的機能には、表層崩壊防止、土砂流出防止、洪水緩和等の災害防止機能も含まれますが、九州北部豪雨のように、その限界を超えてしまうような大雨では、大きな災害が発生することもあります。

これまでの調査研究結果によると、主伐後10~20年程度経過した森林では崩壊リスクが高くなっており、実際に、根系の発達が十分でない幼齢林では豪雨時における森林の崩壊率が高くなっています。

山地災害を防止するためには、樹木根系の発達を促すことが重要です。そのためには、間伐等の適正な森林管理によって、樹木の成長を促す施業をするなど、災害に強い森づくりを行っていくことが重要と考えます。

寄稿・写真提供：森林総合研究所九州支所
山地防災研究グループ長 黒川 潮

森林保険Q&A



秋植えの造林地で、加入が翌年になった場合は、2年目の保険料が適用されるのですか？

森林保険における林齢は、造林の年から暦年に従って計算しますので、年を越すと1年加算されます。しかし、補助金交付申請手続等の関係で、造林した翌年に契約を行う場合、契約者から申し出があれば、保険林齢は2年とし、保険金額は契約時林齢より1年低い林齢の標準金額(1年目下がり)を適用することも可能です。

